

江田島市やすらぎ交流農園利用のしおり

1 施設は、農園とラウベ（付属宿泊所）からなっています。1つのラウベと4農園区画を4家族（または4グループ）でご利用いただきます。申し込みは、4家族または4グループ名でお願いします。

2 利用期間は、許可の日から平成27年3月31日までとします。ただし、期間満了時には、最長3ヵ年優先的にご利用いただけます。

3 年間の利用料金は、**302,400円**（消費税は含んでいます。）とします。なお、既に納付された利用料金は、江田島市長が特別の理由があると認めた場合以外は還付いたしません。

また、利用料金の中には、個々でご負担いただくことが妥当であるラウベに関する電気代・水道代・下水道代・ガス代及び農機具利用料は含まれていません。それらの代金として契約時に**50,000円**をお預かりし、契約満了時に精算します。

4 農園について

第1圃場 段々畑を利用した全12区画のうち、6区画

第2圃場 1区画30㎡、全32区画のうち、4区画

(1) 栽培方法は、草花もしくは野菜に限ります。

(2) 農具（くわ等）は各自が持参してください。各圃場には、ラウベ1棟につき1つのロッカーを用意していますのでそこに保管できます。

(3) 他に転貸してはいけません。また、農園区画に、耕作権・借地権など地上権の設定をしてはいけません。

(4) 利用者は、他の利用者に迷惑をかけないよう農作物の栽培・収穫並びに農機具の利用及び清掃は責任をもって行ってください。

(5) 利用者は、他人の区画に無断で入ったり、農作物を手で触れたりしてはいけません。

また、堆肥及び防除を実施する時は、他人の区画に影響を及ぼさないよう注意してください。

(6) 江田島市は、天災、気候、病害虫、盗難等による農作物の損害に対しては、その責任を負いません。

(7) 利用者は、農園を返還する際には、借入前の原状にもどしていただきます。その際、区画内に農作物が残存していてもその補てんはしていません。

5 ラウベ（付属宿泊所）について

昭和30年代をイメージした建物です。農園で作った作物や、そばにある海で釣った魚を炭で調理できます。自給自足を体験してください。

なお、このラウベはあくまでも農園に付属した施設です。農作業体験・地域間交流という趣旨とかけ離れた別荘感覚でのご利用は、お断りいただきます。

構造：木造平屋建て A=28.98㎡×10棟

主な装備：かまど、囲炉裏（いろり）、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、2段ベッド×2、バス、水洗トイレなど

- (1) 寝具・食器は利用者各自が持ち込んでください。なお、利用者は、返却する際には借り入れ時の状態にもどしてください。
- (2) 利用者は、公序良俗に反し他の利用者に迷惑をかけないようにしてください。
- (3) 利用者は利用するラウベにいかなる権利も設定してはいけません。
- (4) 利用者の過失により江田島市の施設・器具工作物に損害を与えた場合は、利用者の実費を負担していただきます。
- (5) 風水害・盗難などにおいて利用者が持ち込んだ物品に対する損害に対して、江田島市は責任を負いません。

6 利用者が次の事項に該当するときは、一方的に江田島市は契約を解除することができます。

- (1) 利用者が、契約及び江田島市やすらぎ農園にかかる諸規則に違反したとき。
- (2) 利用者が、農作物の栽培及び管理を、長期（3ヶ月以上）にわたり放置したとき。
- (3) 利用者が、江田島市の指示に従わないとき。

上記の理由で契約が解除されたときは、納付した利用料金は返却いたしません。

※同じ趣味・関心を持った人たちが集まっています。お互いが協力して、運営しましょう。